

函南町役場グリーン購入特定調達品目

分類	品目数
1 紙類	9
2 文具類	86
3 オフィス家具等	12
4 OA機器(画像機器等)	10
5 OA機器(電子計算機等)	4
6 OA機器(オフィス機器等)	5
7 移動電話等	3
8 家電製品	6
9 エアコン等	3
10 温水器等	4
11 照明	3
12 自動車等	3
13 消火器	1
14 制服・作業服	4
15 インテリア・寝装寝具	11
16 その他繊維製品	8
17 設備	8
18 災害備蓄用品	10
19 公共工事	70
20-1 役務(印刷[外部発注])	2
20-2 役務(印刷以外)	5
21 ごみ袋等	1
22 食材・食品★	4
23 体育用具等★	3

「★」表示は、函南町独自の分類

1 紙類

・グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

用途	対象品目 「★」表示は函南町独自の品目	判断の基準となるラベル等	
		優先順位1	優先順位2
情報用紙	コピー用紙 ・PPC用紙、PPCカラー用紙、共用紙等	 グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる  <small>【中略表】 http://www.222-paper.co.jp/pevda</small>	 「エコ商品ねっと」掲載商品  間伐材紙  グリーンマーク グリーンマーク
	フォーム用紙 ・NIP用紙等		
	インクジェットカラープリンター用塗工紙 ・スーパーファイン紙等		
印刷用紙	塗工されていない印刷用紙 ・上質紙、中質紙、更紙、プロッター用紙、マルチカード等	総合評価値の表示(コピー用紙・印刷用紙が対象)  エコマーク	 グリーンマーク グリーンマーク
	塗工されている印刷用紙 ・アート紙、コート紙、マット紙等		
衛生用紙	トイレットペーパー	 FSC PEFC 森林認証紙	 グリーンマーク グリーンマーク <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 色上質紙は古紙パルプが配合されているもの </div>
	ティッシュペーパー ・ボックスタイプ、ポケットタイプ、ピロータイプ		
	ペーパータオル★		
	キッチンペーパー★		

【備考】

※ 対象外の品目

- ・特殊紙(トレーシングペーパー等)
- ・複写紙、感圧紙(ノーカーボン紙、裏カーボン紙等)
- ・感熱紙(レジ用、FAX用等)
- ・圧着紙(圧着はがき用紙等)
- ・耐水紙

2 文具類

・グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

用途	対象品目 「★」表示は函南町独自の品目	判断の基準となるラベル	
		優先順位1	優先順位2
筆記具	シャープペンシル ・ノック式(ホルダー式)、回転式、複合筆記具	 グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる  エコマーク	 「エコ商品ねっと」掲載商品  FSC PEFC [®] 森林認証材・紙  間伐材マーク 間伐材・紙  グリーンマーク グリーンマーク  バイオマス バイオマスマーク
	シャープペンシル替芯		
	ボールペン		
	ボールペン替芯★(本体が基準を満たしているもの)		
	マーキングペン(詰替え用は除く) ・蛍光ペン、油性マーカー、水性マーカー、ペイントマーカー、名前書き用、サインペン、ホワイトボード用、OHP用、筆ペン、万年筆等		
	鉛筆 ・色鉛筆含む ・クレヨン、クレパスは除く		
印章・ スタンプ台	スタンプ台(補充用は除く)		
	朱肉(補充用は除く)		
	印章セット		
	印箱		
	公印		
	ゴム印(彫刻・鋳造は除く) 回転ゴム印 ・自動印、ナンバリング、チェックライター等は対象外		
図案・ 製図用具	定規(製図機、製図台、コンパスは除く) ・直線定規、三角定規、分度器等		
一般事務 用品	トレー ・書類用、小物用、ペン用、硬貨用、決裁箱等		
	消しゴム(砂消し、ペン型等含む)		
	ステープラー(汎用型)〈ホッチキス等〉 ・No.10の針使用のハンディタイプのもの ・タッカー、電動タイプは除く		

用途	対象品目 「★」表示は函南町独自の品目	判断の基準となるラベル	
		優先順位1	優先順位2
一般事務 用品	ステープラー(汎用型以外) ・汎用型以外と針を用いないもの ・タッカー、電動タイプは除く	  グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる  エコマーク	 「エコ商品ねっと」掲載商品  森林認証材・紙  間伐材・紙  グリーンマーク  バイオマス バイオマスマーク
	ステープラー針リムーバー		
	連射式クリップ(本体)〈ガチャック等〉		
	事務用修正具(テープ) ・交換用カートリッジ、カバーテープ等含む		
	事務用修正具(液状)・補充液は除く		
	クラフトテープ		
	布粘着テープ ・布粘着プラスチック製クロステープを含む		
	両面粘着紙テープ		
	セロハンテープ★ (巻芯に再生紙(古紙)・森林認証材・間伐材等を使用しているもの)		
	製本テープ ・ホットメルト樹脂タイプ含む		
	ブックスタンド ・ブックエンド、デスクラック、パンフレットスタンド等含む		
	ペンスタンド ・ペンホルダー等含む		
	クリップケース ・ゼムボックス、マグネットボックス等含む		
	はさみ		
	マグネット(玉)・フック、クリップは対象外		
	マグネット(バー)		
	テープカッター ・机上用、ハンディタイプ、テープ付含む		
	パンチ(手動)		
	モルトケース(紙めくり用スポンジケース)		
	紙めくりクリーム		
	鉛筆削り(手動)		
	OAクリーナー(ウェットタイプ) ・詰替用は除く		
	OAクリーナー(液タイプ) ・ボトル、スプレー、ミスト、泡タイプ等 ・詰替用は除く		
ダストブロワー(エアダスター)			
レターケース ・デスクチェスト、小物キャビネット等含む			
メディアケース ・箱状のもの、ブックタイプのもの			

用途	対象品目	判断の基準となるラベル	
		優先順位1	優先順位2
	マウスパッド		
一般事務用品	OAフィルター(枠あり)	  <p>グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる</p>  <p>エコマーク</p>	 <p>「エコ商品ねっと」掲載商品</p>  <p>森林認証材・紙</p>  <p>間伐材・紙</p>  <p>グリーンマーク</p>  <p>バイオマス</p> <p>バイオマスマーク</p>
	丸刃式紙裁断機 ・ペーパーカッター、デスクカッター等		
	カッターナイフ		
	カッティングマット(カッターマット)		
	デスクマット		
	OHP フィルム ・ラミネートフィルムは除く		
絵画用品	絵筆(刷毛は除く)		
	絵の具(ペンキを除く) ・ポスターカラー、固形状絵の具、粉末状絵の具		
	墨汁		
事務用のり (補充用含む)	液状のり		
	澱粉のり		
	固形のり		
	テープのり		
ファイル・ バインダー類	ファイル ・穴を開けてとじる各種ファイル (フラットファイル、レターファイル、ファスナー、スプリングファイル、キャップ式ファイル、パイプ式ファイル、スタンド式ファイル、とじこみ表紙、バッチファイル、ホック式ファイル、ビス式ファイル、スモールファイル、A-Zファイル) ・穴を開けずに閉じる各種ファイル (フォルダー、ホルダー、ハンキングフォルダー、持出しフォルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、プレスファイル、ピン式ファイル、パンフレットファイル、スライド式ファイル、用箋狭(クリップボード)、図面ファイル、図面ケース、ケースファイル等) ・コンピュータ用データファイル (キャップ式、スライド式、フッキング式、レター式) ・その他書類等をまとめて保管するための表紙・ケース・ホルダー類全般 (替表紙、板目表紙、名刺ホルダー、はがきホルダー、書類・文書用保存箱(イージーキャビネット)、サンプルボックス、チャック付ケース等)		
	バインダー ・MP、リング、その他、コンピュータ用等		
	ファイリング用品 ・背見出し、ポケット、仕切り紙等		
	アルバム(台紙を含む) ・台紙式、ポケット式、工事用等		

用途	対象品目 「★」表示は函南町独自の品目	判断の基準となるラベル	
		優先順位1	優先順位2
	つづりひも ・綴じひも、こより★ カードケース ・名刺整理箱等含む		
紙製品	紙製事務用封筒 ・クッション材入りのものを含む ・祝儀袋等は除く	  <p>グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる</p>  <p>エコマーク</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> プリンターラベルは再生紙(古紙)・森林認証材・間伐材等を使用しているもの </div>	<div style="border: 1px solid green; padding: 5px; display: inline-block;"> GPN掲載 </div> <p>「エコ商品ねっと」掲載商品</p>  <p>FSC PEFC® 森林認証材・紙</p>  <p>間伐材マーク 間伐材・紙</p>  <p>グリーンマーク グリーンマーク</p>  <p>バイオマス バイオマスマーク</p>
	紙製窓付き封筒		
	けい紙 ・模造紙、方眼紙、レポート用紙、セクションペーパー、ルーズリーフ、メモ帳、原稿用紙、伝票、便せん、計算用紙・集計用紙、社内用紙等		
	ノート		
	パンチラベル		
	タックラベル(主にタイトル用) ・宛名用、タイトル用、OA用		
	プリンターラベル※		
	インデックス(主に見出し用)		
	付箋紙(ロールタイプ含む)		
その他	付箋フィルム(ロールタイプ含む)		
	黒板拭き		
	ホワイトボード用レーザー ・交換用は除く		
	額縁(フレーム、パネル等含む)		
	ごみ箱		
	リサイクルボックス (多段式、連結式含む)		
	缶・ボトルつぶし機(手動)		
	名札(机上用)(カード立て)		
	名札(衣服取付型・首下げ型)		
	鍵かけ(フックを含む)		
	チョーク		
	グラウンド用白線		
	梱包用バンド(紙ひも等)		

【備考】

※ 主要材料にプラスチック・木質または紙を使用していないもの(金属類)は対象外品目とする。

3 オフィス家具等

・グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル	
	優先順位1	優先順位2
いす ・回転いす、折りたたみいす、ソファ、ベンチ、教室用いす等 ・座いす、車いす、医療用いす、乳・幼児いす等は対象外	  <p>グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる</p>  <p>エコマーク</p>  <p>JOIFAグリーンマーク</p>	 <p>「エコ商品ねっと」掲載商品</p>   <p>森林認証材・紙</p>  <p>間伐材・紙</p>
机 ・デスク、テーブル、教室用机、カウンター作業台等含む		
棚 ・ラック、書架、物品棚、移動棚、パンフレットスタンド等含む		
収納用什器(棚以外) ・システム収納、キャビネット、ロッカー、小型の収納、ワゴン等含む		
ローパーティション		
コートハンガー		
傘立て		
掲示板 ・展示パネル、案内板(インフォメーションボード)等含む		
黒板 ・電子黒板、キャプチャーボード等含む		
ホワイトボード		
個室ブース		
ディスプレイスタンド		

【備考】

※ いす、机、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボードに関しては、木製、プラスチック製、紙製の製品を対象とする。棚および収納用什器、個室ブース、ディスプレイスタンドについては、木製、プラスチック製、紙製に加え、大部分の材料が金属類である製品も対象とする。

【参考】

・(一社)日本オフィス家具協会(JOIFA)「グリーン購入法の手引き[オフィス家具等]」

http://www.joifa.or.jp/pdf/green_10.pdf

4 OA機器 (画像機器等)

・グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル	
	優先順位1	優先順位2
コピー機 (複写機)	  <p>グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる</p>  <p>エコマーク</p>  <p>国際エネルギースタープログラム (エネスタ) ※OA 機器のみ</p>  <p>E&Q マーク ※トナーカートリッジのみ</p>	 <p>「エコ商品ねっと」掲載商品</p>
複合機		
拡張性のあるデジタルコピー機		
プリンタ		
プリンタ複合機		
ファクシミリ		
スキャナ		
プロジェクタ		
トナーカートリッジ ・トナー容器、感光体または現像ユニットのいずれか2つ以上組み合わせたもの ・回収トナーボックス、廃トナーボトル、ドラムカートリッジ、ドラムユニット、感光体ユニット、現像ユニット、定着ユニット等は対象外 ・「エコ商品ねっと」に掲載されているものでも、グリーン購入法適合の欄に対象外とあるものは対象外		
インクカートリッジ ・インクを充填したインクタンクおよび印字ヘッド付きインクタンクである印字のためのカートリッジ ・容器にインクを補充するタイプは対象外		

【備考】

・リサイクルトナーや環境推進トナー等の環境に配慮しているとうたっているものについても、判断の基準となるラベル等が確認できるものを選択すること。

5 OA機器(電子計算機等)

・グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位1	優先順位2
電子計算機(パーソナルコンピュータ) ・タブレット PC は対象外	  <p>グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる</p>	 <p>「エコ商品ねっと」掲載商品</p>
磁気ディスク装置	 <p>エコマーク ※パソコン、ディスプレイ、記録用メディアのみ</p>	 <p>国際エネルギースタープログラム(エネスタ) ※パソコン、ディスプレイのみ</p>
ディスプレイ	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>記録用メディアはケースがスリムタイプ(5mm程度以下)またはスピンドルタイプのもの</p> </div>	 <p>省エネルギー制度(緑色) ※パソコン、磁気ディスク装置のみ</p>
記録用メディア(CD、DVD、BD) ・USBメモリ、SDカードは対象外		 <p>PCグリーンラベル ※パソコンのみ</p>

6 OA 機器（オフィス機器等）

・グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル	
	優先順位1	優先順位2
シュレッダー	  <p>グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる</p>	 <p>「エコ商品ねっと」掲載商品</p>
デジタル印刷機	 <p>エコマーク ※デジタル印刷機、 掛時計、電卓のみ</p>	
掛時計	<p>掛け時計は以下のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽電池式 ・太陽電池＋一次電池使用（5年以上使用可能） ・一次電池使用（5年以上使用可能） 	
電池式卓上計算機（電卓）	 <p>JISマーク ※アルカリ・小型充電式電池のみ</p>	
一次電池または小型充電式電池（単1～単4形）	<ul style="list-style-type: none"> ・一次電池はアルカリ相当以上（マンガン電池でないもの） ・小型充電式電池は充電式のニッケル水素電池等 	

7 移動電話等

・グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位1	優先順位2
携帯電話	  グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる	 「エコ商品ねっと」掲載商品
PHS		
スマートフォン		

8 家電製品

・グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル等										
	優先順位1	優先順位2									
電気冷蔵庫	  <p>グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる</p>	 <p>「エコ商品ねっと」掲載商品</p>									
電気冷凍庫	 <p>エコマーク ※テレビのみ</p>										
電気冷凍冷蔵庫	 <p>統一省エネラベル (☆4以上のもの ただし39V型以下のテレビは☆3以上のもの)</p>										
テレビジョン受信機	 <p>明日のために、ノンフロン。 ノンフロンマーク ※冷蔵庫のみ</p>										
電気便座	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準エネルギー消費効率 (年間消費電力量)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暖房便座</td> <td>141kwh/年以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">温水洗浄便座</td> <td>貯湯</td> <td>175kwh/年以下</td> </tr> <tr> <td>瞬間</td> <td>97kwh/年以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※電気便座は上記を満たすこと</p>	区分	基準エネルギー消費効率 (年間消費電力量)	暖房便座	141kwh/年以下	温水洗浄便座	貯湯	175kwh/年以下	瞬間	97kwh/年以下	
区分	基準エネルギー消費効率 (年間消費電力量)										
暖房便座	141kwh/年以下										
温水洗浄便座	貯湯	175kwh/年以下									
	瞬間	97kwh/年以下									
電子レンジ ・オープンレンジ含む	 <p>省エネラベル(緑色) ※電子レンジのみ</p>										

9 エアコン等

・グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル	
	優先順位1	優先順位2
家庭用エアコンディショナー 業務用エアコンディショナー ・除湿器、扇風機、サーキュレーター等は対象外	  <p>グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる</p>  <p>統一省エネラベル (☆4以上のもの) ※家庭用エアコンディショナーのみ</p>	 <p>「エコ商品ねっと」掲載商品</p>
ガスヒートポンプ式冷暖房機	 <p>J I Sマーク ※ガスヒートポンプ式 冷暖房機のみ APFp(期間成績係数)が 1.07以上のもの</p>	
ガスストーブ(石油ストーブ含む)	 <p>省エネラベル(緑色) ※ストーブのみ</p>	

10 温水器等

・グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位1	優先順位2
ヒートポンプ式電気給湯器	  <p>グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる</p>  <p>省エネラベル(緑色)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>業務用のヒートポンプ式電気給湯器は年間標準貯湯加熱エネルギー消費効率(年間加熱効率)が 3.20以上</p> </div>	 <p>「エコ商品ねっと」掲載商品</p>
ガス温水機器		
石油温水機器		
ガス調理機器(ガスこんろ・ガスオーブン)		

11 照明

・グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位1	優先順位2
LED照明器具 ・つり下げ形、じか付け形、埋込み形、壁付け形、投光器、防犯灯 ・卓上スタンドは対象外	  グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる	 「エコ商品ねっと」掲載商品
LEDを光源とした内照式表示灯		LED照明器具は光源寿命が40,000時間以上
電球形形状のランプ ・LEDランプ ・直管型、人感センサ、非常用照明(直流電源回路)等に装着するランプは対象外	 エコマーク ※電球形LEDランプのみ  省エネラベル(緑色) ※電球形蛍光ランプのみ	電球形LEDランプは定格寿命が40,000時間以上 ビーム開き90度未満の反射型は30,000時間以上

12 自動車等

・グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル	
	優先順位1	優先順位2
<p>自動車(リース・レンタル含む)^{※1}</p> <p>・ガソリン車、ディーゼル車、LPガス車</p> <p>・次世代自動車(電気自動車、ハイブリッド車^{※2}、燃料電池車、クリーンディーゼル車^{※2}、天然ガス車、プラグインハイブリッド車、水素自動車)</p> <p>※1 自動車とは普通自動車(小型自動車、軽自動車、大型・小型特殊自動車以外)、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車を除く)</p> <p>※2 次世代自動車であれば、グリーン購入法適合商品となる。ただし、ハイブリッド車、クリーンディーゼル車は優先順位1の燃費基準を満たす必要がある</p> <p>※3 車種別の判断基準は国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」とおり</p>	<p>ガソリン、ディーゼル、LPガス車のための基準</p>  <p>自動車燃費性能評価・公表制度 (ガソリン、LPガスの乗用車は令和2年度基準を満たすこと)</p>  <p>低排出ガス認定制度 (ガソリン車、LPガスの乗用車は上記のどちらかを、小型貨物車は平成17年50%低減を満たすこと)</p> <p>※ガソリン、LPガス車は燃費、低排出ガスの基準を満たすことが必要だが、ディーゼル車は燃費基準のみ満たせば良い</p>	 <p>「エコ商品ねっと」掲載商品</p>
<p>乗用車用タイヤ</p> <p>・スタッドレスタイヤは対象外</p>	 <p>低燃費タイヤ統一マーク ※乗用車用タイヤのみ</p>	
<p>2サイクルエンジン油</p>	 <p>エコマーク ※2サイクルエンジン油のみ</p>	

13 消火器

・グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル	
	優先順位1	優先順位2
消火器 ・粉末ABC消火器が対象 ・消火薬剤の詰替用含む ・エアゾール式、船舶用、航空機用は対象外	 グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる  エコマーク	 「エコ商品ねっと」掲載商品

14 制服・作業服等

・グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位1	優先順位2
制服 ・ポリエステル繊維または植物を原料とする合成繊維を使用した製品	  グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる	 「エコ商品ねっと」掲載商品
作業服 ・ポリエステル繊維または植物を原料とする合成繊維を使用した製品 ・防寒コート、エプロン、給食衣、カッパ、スクラブ等含む	 エコマーク	 国際フェアトレード認証 コットンラベル
帽子 ・ポリエステル繊維を使用した製品	  エコユニフォームマーク	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> リサイクル素材を使用したもの </div>
靴 ・合成繊維を使用した製品 ・安全靴、作業靴 ・長靴は対象外	 PETボトル再利用品 PETボトルリサイクル推奨マーク	

15 インテリア・寝装寝具

・グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル	
	優先順位1	優先順位2
カーテン ・ポリエステル繊維、植物を原料とする合成繊維を使用した製品	 <p>グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる</p>  <p>エコマーク ※金属製ブラインド、織じゅうたん除く</p>  <p>PETボトル再利用品 PETボトルリサイクル推奨マーク</p>  <p>フレームマーク ※ベッドフレームのみ</p>  <p>衛生マットレス ※マットレスのみ</p>	 <p>「エコ商品ねっと」掲載商品</p>
布製ブラインド ・ポリエステル繊維、植物を原料とする合成繊維を使用した製品		
金属製ブラインド		
タフテッドカーペット		
タイルカーペット		
織じゅうたん		
ニードルパンチカーペット		
毛布 ・ポリエステル繊維を使用した製品		
ふとん ・ポリエステル繊維、再使用した詰物を使用した製品		
ベッドフレーム ・金属製のもの是对象外 ・医療用、介護用、高度医療に用いるもの等是对象外		
マットレス ・高度医療に用いるもの是对象外		

16 その他繊維製品

・グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル	
	優先順位1	優先順位2
集会用テント	  <p>グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる</p>  <p>エコマーク</p>	 <p>「エコ商品ねっと」掲載商品</p>
ブルーシート		
防球ネット		
旗		
のぼり		
幕		
モップ		
作業手袋(軍手) ・主要材料が繊維の製品が対象 ・革、ゴム、ビニール手袋等の、繊維を使用していないものは対象外		

17 設備

・グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル	
	優先順位1	優先順位2
太陽光発電システム(公共・産業用)	  <p>グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる</p>  <p>エコマーク</p>	 <p>「エコ商品ねっと」掲載商品</p>
太陽熱利用システム(公共・産業用)		
燃料電池		
エネルギー管理システム		
生ごみ処理機		
節水機器		
日射調整フィルム		
低放射フィルム		

18 災害備蓄用品

・グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル・表示	
	優先順位1	優先順位2
① 災害備蓄用飲料水	  <p>グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>①: 賞味期限が5年以上 ②: 賞味期限が3年以上</p> </div> <p>※飲食料は上記の表示があること</p>  <p>エコマーク</p>	 <p>「エコ商品ねっと」掲載商品</p>
① アルファ化米		
① 保存パン		
① 乾パン		
① レトルト食品等		
② 栄養調整食品		
② フリーズドライ食品		
非常用携帯燃料		
携帯発電機 ・定格出力が3kVA以下のもの		
非常用携帯電源		

19 公共工事

・ グリーン購入の判断基準

国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に位置付けられた資材、建設機械、工法及び目的物の品目は下表のとおり。公共工事の中で、下表の品目を使用する場合は、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、国の基本方針に定める判断基準を満たすものを使用するよう努める。

用途	対象品目
資材	建設汚泥から再生した処理土
	土工用水砕スラグ
	銅スラグを用いたケーソン中詰め材
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材
	地盤改良用製鋼スラグ
	高炉スラグ骨材
	フェロニッケルスラグ骨材
	銅スラグ骨材
	電気炉酸化スラグ骨材
	再生加熱アスファルト混合物
	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物
	中温化アスファルト混合物
	鉄鋼スラグ混入路盤材
	再生骨材等
	間伐材
	高炉セメント
	フライアッシュセメント
	エコセメント
	透水性コンクリート
	鉄鋼スラグブロック
	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート
	下塗用塗料(重防食)
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料
高日射反射率塗料	

用途	対象品目
資材	高日射反射率防水
	再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)
	再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)
	バークたい肥
	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)
	LED 道路照明
	再生プラスチック製中央分離帯ブロック
	セラミックタイル
	断熱サッシ・ドア
	製材
	集成材
	合板
	単板積層材
	直交集成板
	フローリング
	パーティクルボード
	繊維板
	木質系セメント板
	木材・プラスチック再生複合材製品
	ビニル系床材
	断熱材
	照明制御システム
	変圧器
	吸収冷温水機
	氷蓄熱式空調機器
	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機
	送風機
	ポンプ
	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管
	自動水栓

用途	対象品目
資材	自動洗浄装置及びその組み込み小便器
	大便器
	再生材料を使用した型枠
	合板型枠
建設機械	排出ガス対策型建設機械
	低騒音型建設機械
工法	低品質土有効利用工法
	建設汚泥再生処理工法
	コンクリート塊再生処理工法
	路上表層再生工法
	路上再生路盤工法
	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法
	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法
目的物	排水性舗装
	透水性舗装
	屋上緑化

＜オフセット印刷＞

・バイオマス含有したインキの使用（植物油インキ、大豆油インキなど。芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキ）、又は、NL規制（印刷インキ工業連合会）適合インキの使用。

＜デジタル印刷＞

・化学安全性の確認されたトナー又はインキの使用。

○ 総合評価値とは、古紙パルプや古紙パルプ以外の環境に配慮された原料を使用したパルプ、白色度、坪量、塗工量といった環境指標を適切に組み合わせ総合的に数値化したもの。

環境省 コピー用紙の総合評価指標についての解説

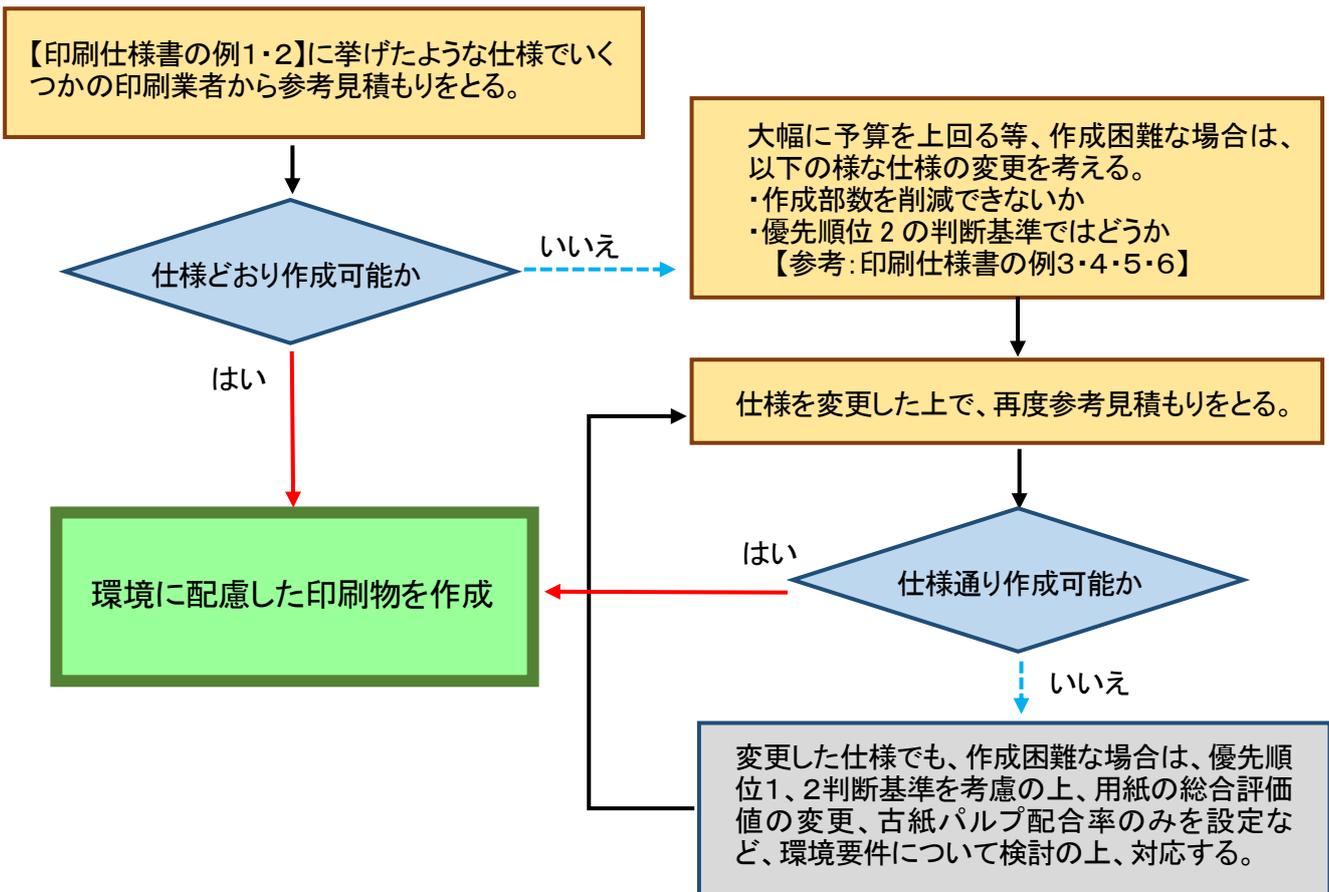
https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/archive/bp/cp_h20.html

○ 「環境に配慮した印刷物の発注方法(例)」「印刷仕様書の例」を参考に、判断基準に当てはまる印刷物を発注する。配慮事項も検討する。

○ 再生紙や植物油インキを使用している旨の表示方法

表記方法	表記について
文章で表記	<p>「この印刷物（広報紙、報告書、通知書等、チラシ、パンフレット、ポスター、封筒、名刺）は再生紙と環境にやさしいインキを使用しています。」</p> <p>「この印刷物（広報紙、報告書、通知書等、チラシ、パンフレット、ポスター、封筒、名刺）は古紙パルプ配合率 100% の用紙と植物油インキを使用しています。」</p> <p>◇再生紙や環境に配慮したインキを使用している旨を表示すれば表現は基本的に自由である。</p>
マークで表記	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>再生紙使用マーク</p>  <p>古紙パルプ配合率100%再生紙を使用 ※使用した用紙の古紙パルプ配合率に応じて数字は変わる。</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>植物油インキマーク</p>  </div> </div> <p>◎再生紙使用マークは自由に無料で使用できるが、<u>古紙パルプ配合率は正しい数字を表示しなければならないため、印刷業者に確認して正しく表示する。</u> 同マークは下記の「3R活動推進フォーラム」のサイトからダウンロード可能。</p> <p>◎植物油インキマークは「印刷インキ工業連合会に植物油インキとして登録されたもの」を使用した場合のみ表示できるため、発注する印刷業者に確認の上、<u>使用規定等に基づいて正しく表示する。</u></p> <p>マークの詳細</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3R 活動推進フォーラム http://3r-forum.jp/activity/r_mark/index.html ・印刷インキ工業連合会 http://www.ink-jpima.org/ink_syokubutu.html
文章とマークで表記 (推奨)	<p>文章での表現とマークを組み合わせることもできる。</p> <p>(例)</p> <div style="display: flex; align-items: center;">   </div> <p>古紙パルプ配合率100%再生紙を使用 このチラシは再生紙と植物油インキを使用しています。</p>

○ 環境に配慮した印刷物の発注方法(例)



○ 環境に配慮した印刷仕様書の例1(優先順位1の基準を満たす)

印刷物の名称	〇〇チラシ
紙質	コート紙 A判43.5kg
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・紙質:コート紙(グリーン購入法適合の用紙[総合評価値 70以上])、A判43.5kg ・インキ類:植物油インキを使用(印刷インキ工業連合会に登録されたもの) ・再生紙使用マークおよび植物油インキマークの表示を希望するため、古紙配合率や印刷インキ工業連合会に植物油インキとして登録されたものか確認します。

○ 環境に配慮した印刷仕様書の例2(優先順位1の基準を満たす)

印刷物の名称	〇〇用窓付き封筒
紙質	クラフト 85kg
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・用紙:クラフト用紙(グリーン購入法適合の封筒[古紙パルプ配合率40%以上])、75. 5kg ・窓部分:グラシン紙、再生プラスチックまたは植物を原料とするプラスチックを使用 ・インキ類:植物油インキを使用(印刷インキ工業連合会に登録されたもの) ・再生紙使用マークおよび植物油インキマークの表示を希望するため、古紙配合率や印刷インキ工業連合会に植物油インキとして登録されたものか確認します。

○ 印刷仕様書の例3（優先順位2 ①用紙、②インキの基準を満たす）

印刷物の名称	〇〇チラシ
紙質	コート紙 A判43.5kg
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・紙質:コート紙(函南町役場グリーン購入調達方針適合の用紙[優先順位1:総合評価値 70以上、森林認証紙])[優先順位2:エコ商品ねっと掲載商品、間伐材紙、グリーンマーク、古紙パルプ配合(色上質紙のみ)のいずれかの条件を満たすこと)、A判43.5kg ・インキ類:植物油インキを使用(印刷インキ工業連合会に登録されたもの) ・再生紙使用マークおよび植物油インキマークの表示を希望するため、古紙配合率や印刷インキ工業連合会に植物油インキとして登録されたものか確認します。

※仕様書作成時に必ず紙質について「優先順位1」又は「優先順位2」どちらかを指定すること。

○ 印刷仕様書の例4（優先順位2 ①用紙の基準を満たす）

印刷物の名称	〇〇チラシ
紙質	コート紙 A判43.5kg
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・紙質:コート紙(函南町役場グリーン購入調達方針適合の用紙[優先順位1:総合評価値 70以上、森林認証紙])[優先順位2:エコ商品ねっと掲載商品、間伐材紙、グリーンマーク、古紙パルプ配合(色上質紙のみ)のいずれかの条件を満たすこと)、A判43.5kg ・再生紙使用マークの表示を希望するため、古紙配合率の確認をします。

※仕様書作成時に必ず紙質について「優先順位1」又は「優先順位2」どちらかを指定すること。

○ 印刷仕様書の例5（優先順位2 ②インキの基準を満たす）

印刷物の名称	〇〇チラシ
紙質	コート紙 A判43.5kg
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・インキ類:植物油インキを使用(印刷インキ工業連合会に登録されたもの) ・植物油インキマークの表示を希望するため、印刷インキ工業連合会に植物油インキとして登録されたものか確認します。

○ 印刷仕様書の例6（優先順位2 ③用紙の基準を満たす）

印刷物の名称	〇〇チラシ
紙質	コート紙 A判43.5kg
備考	

※紙質:優先順位2-③「古紙リサイクル適正リストAランク」に該当

【普通紙】:アート紙/コート紙/上質紙/中質紙/更紙

【加工紙】:抄色紙(A)*/ファンシーペーパー(A)*/樹脂含浸紙(水溶性のもの)

* 印の資材(抄色紙、ファンシーペーパー)は、環境省の「グリーン購入法.net」に掲載されている各製品のリサイクル適性を確認すること。

20-2 役務（印刷以外）

・ グリーン購入の判断基準

仕様書の環境要件に「グリーン購入法の判断基準に適合すること」と記載するか、対象品目別に設定した判断基準を記載すること。ただし以下の品目については、環境要件に下記の判断基準を記載することも可とする。

【会議運営】

飲料を提供する場合には、紙容器飲料（紙パック、カートカン）や、ペットボトル飲料を使用する場合には軽量ボトル、ラベルレス、ボトル to ボトルなどの環境配慮型容器のペットボトル飲料を使用することに努め、使用後は、容器の分別回収を実施すること。また、コーヒー等の飲料について、「23. 食材・食品」を参照とすること。

対象品目	特定調達品目及びその判断の基準
省エネルギー診断	省エネルギー診断に係る技術資格者が、設備の稼働状況、運用状況、エネルギー使用量等について調査分析し、省エネ対策に係る設備・機器の導入、改修及び運用改善、並びにエネルギー管理体制・管理方法の提案がなされること。
庁舎管理	<p>【共通】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特定調達物品の使用 2. 省エネ法（工場等に係る措置）の管理基準に基づくエネルギー使用の合理化 3. 省エネルギー計画の立案、対策の選定、当該対策に係る実施基準等に基づく実施状況及び対策効果を施設管理者に毎月報告。対策の実施結果を踏まえた省エネルギー対策の見直しの実施 4. 省エネルギー診断の診断結果に基づく設備・機器等の運用改善の措置 5. エネルギー管理システムによるエネルギー消費の可視化及びデータ分析結果に基づくエネルギー消費効率化の措置 <p>【常駐管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー又は水の使用量、廃棄物の排出量に関する月次報告、分析と削減対策の提案等（施設利用者と連携して行う対策を含む） <p>【常駐管理以外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー又は水の使用量、廃棄物の排出量に関する分析と削減対策の提案等
機密文書処理	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施設の状況に応じた分別・回収・処理方法の提案 2. 機密文書の処理にあたって、製紙原料として利用可能な処理の実施 3. 機密処理・リサイクル管理票の提示
会議運営	<ol style="list-style-type: none"> 1. 紙類の基準を満たす用紙の使用、適正部数の印刷、両面印刷等による紙資料の削減 2. ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物の印刷に当たっては、「印刷」の判断の基準を満たすこと。 3. 紙の資料、印刷物等の残部のうち、不要なものについてはリサイクルを行うこと。 4. 会議の参加者に対し、「公共交通機関の利用」「クールビズ・ウォームビズ」「筆記具等の持参」の奨励を行うこと。 5. 飲料等が提供される場合には、「ワンウェイのプラスチック製品及びプラスチック製容器包装の不使用」「繰り返し利用可能な容器等の使用又は容器包装の返却・回収」の要件を満たすこと。
印刷機能等提供業務	<ol style="list-style-type: none"> 1. コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ並びにデジタル印刷機を導入する場合は、次の判断の基準を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・各機器は、基本方針の当該品目の判断の基準を満たすこと。 ・資源有効利用促進法に基づく特定再利用業種に該当する機器は、契約終了後に使用済の機器を回収し、回収した部品の再使用又は材料の再生利用が行われること。再使用又は再生利用できない部分については、減量化等による適正処理を行い、単純埋立てされないこと。 2. カートリッジ等を供給する場合は、基本方針の当該品目の判断の基準を満たすこと。 3. 特定調達品目に該当する用紙を供給する場合は、基本方針の当該品目の判断の基準を満たすこと。 4. 機器の使用実績等を把握し、その状況を踏まえ、「紙及びトナー又はインクの使用量の削減対策」「環境負荷低減に向けた適切な機器の製品仕様及び設置台数」の提案を行うこと。

21 ごみ袋等

・ グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル・表示	
	優先順位1	優先順位2
ごみ袋 ※町指定ごみ袋は除く ・プラスチック製	  <p>グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる</p>  <p>エコマーク</p>  <p>バイオマス バイオマスマーク</p>	 <p>「エコ商品ねっと」掲載商品</p>

22 食材・食品(★函南町独自の分類)

・ グリーン購入の判断基準

対象品目に以下の基準について考慮の上、調達すること。

対象品目	判断の基準
野菜	町内で栽培された野菜であること
米	町内で栽培された米であること
緑茶	静岡県内で栽培された茶葉であること
コーヒー、紅茶等	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>GPN掲載</p> <p>「エコ商品ねっと」掲載商品</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>FAIRTRADE</p> <p>国際フェアトレード認証ラベル</p> </div> </div>
カカオ(チョコレート、ココアパウダー等)、 はちみつ、バナナ、加工果物(ドライフル ーツ)、砂糖 ハーブ・スパイス(コショウ、シナモン、ジ ンジャー、カルダモン、クローブ、ターメリ ック・カレーパウダー、カモミール、ルイボ ス等)	<div style="text-align: center;">  <p>FAIRTRADE</p> <p>国際フェアトレード認証ラベル</p> </div>

【備考】

函南町主催のイベントにおいて、食品の提供を伴う場合には、本基準の遵守に努めること。
 ただし、実績把握等を行わない。

23 体育用具等(★函南町独自の分類)

・ グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル・表示
サッカーボール※ バレーボール※ バスケットボール※	 国際フェアトレード認証ラベル

【参考】※各種ボールのフェアトレード商品:わかちあいプロジェクト

https://wakachiai.jp/fairtrade/product_fairtrade1.php

参考(環境ラベル一覧)

環境ラベル	内容
	<p>・グリーン購入法適合商品 グリーン購入法第6条に定められた特定調達品目及びその判断基準に合致した商品のこと。カタログや事業者により「G法適合」、「グリーン購入法適合商品」など表現方法は異なる。</p>
	<p>・総合評価値 古紙配合率や森林認証材・間伐材パルプの利用割合等の個別の評価項目を数値化した指標。数値が高いほど環境負荷は低いことを表す。 (印刷用紙等についてグリーン購入法の判断基準では評価値 70 以上の製品を適合製品としている。)</p>
	<p>・エコマーク 様々な商品(製品およびサービス)の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベル。このマークを活用して、消費者が環境を意識した商品選択を行い、関係企業の環境改善努力を進めていくことにより、持続可能な社会の形成をはかっていくことを目的としている。</p>
	<p>・グリーン購入ネットワーク(GPN)が運営する「エコ商品ねっと」掲載されている商品 グリーン購入ネットワーク(GPN)は、環境負荷の小さい製品やサービスの市場形成を促し、持続可能な社会経済の構築に寄与するため、グリーン購入活動を促進し、グリーン購入に関する普及啓発や情報提供、調査研究などを行っている。「エコ商品ねっと」は日本最大級の環境に配慮された商品のデータベースとなっている。</p>
	<p>・FSC 認証 「FSC森林認証制度」は世界的な森林の減少と劣化を防ぐために設立された制度。FSC認証製品を使用することで、間接的に適切な森林管理を支援することができる。</p>
	<p>・PEFC 森林認証 「PEFC森林認証プログラム」は、欧米を中心として各国で定められた国・地域別の森林認証制度の相互承認を行う制度。PEFC森林認証製品を使用することで、間接的に適切な森林管理を支援することができる。</p>
	<p>・間伐材マーク 間伐材を用いた製品に表示されているマーク。間伐の推進及び間伐材の利用促進等の重要性をPRするとともに、消費者の製品選択に資するもの。</p>

	<p>・グリーンマーク</p> <p>古紙利用製品の使用拡大を通じて古紙の回収・利用の促進を図るため、古紙を原料に利用した製品であることを容易に識別できる目印として公益財団法人古紙再生促進センターが1981年5月に制定したマーク。</p> <p>グリーンマークを表示することができる製品の要件は、古紙を原則として40%以上原料に利用した製品であることだが、トイレトペーパーとちり紙は、古紙を原則として100%原料に利用したもの、コピー用紙と新聞用紙は、古紙を原則として50%以上原料に利用したもの。</p>
	<p>・バイオマスマーク</p> <p>生物由来の資源(バイオマス)を利用して、品質及び安全性が関連法規、基準、規格等に合っている商品に表示されている。</p> <p>植物は太陽光をエネルギーとした光合成により大気中のCO₂を吸収して成長するので、植物由来原料を製品化した製品(バイオマスプラスチックや合成繊維、印刷インキ等)は燃やしても大気中のCO₂を増加させない。バイオマスマーク認定商品は安全で循環型社会の形成に貢献し、地球温暖化防止に役立っている。</p>
	<p>・JOIFAグリーンマーク</p> <p>グリーン購入法に適合したオフィス家具に表示されているマーク。</p>
	<p>・国際エネルギースタープログラム</p> <p>パソコンなどのオフィス機器について、稼働時、スリープ・オフ時の消費電力に関する基準を満たす商品に表示されるマーク。日本、米国のほか、EU等9か国・地域が協力して実施している国際的な制度。経済産業省が運営している。</p>
	<p>・E&Qマーク</p> <p>一般社団法人 日本カートリッジリサイクル工業会が定める環境管理基準と品質管理基準に適合しているリサイクルトナーカートリッジを識別するマーク。</p>
	<p>・省エネラベリング制度</p> <p>省エネ法により定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示する制度。省エネ基準を達成している製品には緑色のマークを、達成していない製品には橙色のマークを表示している。</p>
	<p>・PCグリーンラベル</p> <p>環境に配慮したパソコンを購入したいという消費者の選択の目安となるよう、パソコンの設計、製造からリユース・リサイクルに至るまで、環境に対する包括的な取組を表した環境ラベル制度。適合製品を三ツ星によって格付けしており、パソコンメーカーの団体である一般社団法人パソコン3R推進協会が運営する制度。</p>

	<p>・JISマーク 工業標準化法第19条第20条等に基づき国に登録された機関（登録認証機関）から認証を受けた事業者（認証製造業者等）のみが、認証を受けたその包装等に表示することができるマーク。表取引の単純化のほか、製品の互換性、確保及び公共調達等に大きく寄与している。</p>
	<p>・統一省エネラベル 省エネ法に基づき、小売事業者が省エネ性能の評価や省エネラベル等を表示する制度。それぞれの製品区分における当該製品の省エネ性能の位置づけ等を表示している。☆の数が多いほど省エネ性能が高いことを示している。</p>
	<p>・ノンフロンマーク 統一省エネラベルでは、ノンフロン冷蔵庫にこのマークを表示することを定めている。</p>
	<p>・平成27年度燃費基準達成ステッカー 自動車の燃費性能に対する一般消費者の関心と理解を深め、一般消費者の選択を通じ燃費性能の高い自動車の普及を促進するため、自動車メーカー等の協力を得て、省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）で定める燃費目標基準値以上の燃費の良い自動車に貼付。</p>
	<p>・低排出ガス車認定 自動車の排出ガス低減レベルを示すもので、自動車製作者の申請に基づき国土交通省が認定している制度。</p>
	<p>・低燃費タイヤ統一マーク 転がり抵抗性能の等級がA以上でウェットグリップ性能の等級がa～dの範囲内にあるタイヤを「低燃費タイヤ」と定義し、統一マークを表記して普及促進を図る。</p>
	<p>・エコユニフォームマーク 日本被服工業組合連合会が制定したマーク。このマークは、グリーン購入法の判断基準に適合したユニフォームウェアやスクールウェア等に添付するもの。</p>
	<p>・PETボトルリサイクル推奨マーク 使用済みPETボトルのリサイクル品を使用した商品につけられるマーク。PETボトルメーカーや原料樹脂メーカーの業界団体であるPETボトル協議会が運営する制度。</p>

	<p>・フレームマーク 環境と安全に配慮し、一定の環境に関連する基準を満たすベッドフレームに表示されるマーク。全日本ベッド工業会が運営する制度。</p>
	<p>・衛生マットレス 衛生マットレスは全日本ベッド工業会で定めた「マットレスの環境基準」[“ホルマリン溶出量”や“抗菌防臭加工”や厳選された材料(フェルト類は未利用繊維使用、「ウレタンフォームの発泡剤」にはオゾン層破壊の物質を含まない)などの厳しい基準]をクリアしたマットレスにのみ付けられている安心のマーク。</p>
	<p>・静岡県リサイクル認定製品マーク 「静岡県リサイクル製品認定制度」は、廃棄物を原材料として製造・加工されたリサイクル製品のうち、その品質及び環境安全性について基準を満たしたものを「静岡県リサイクル認定製品」として認定し、これら認定製品の利用推進を図ることにより、廃棄物の減量と再利用を促進し、循環型社会の構築を目指すことを目的とした制度。</p>
 <p>古紙パルプ配合率100%再生紙を使用</p>  <p>古紙パルプ配合率70%再生紙を使用</p>  <p>古紙パルプ配合率50%再生紙を使用</p>  <p>古紙パルプ配合率40%再生紙を使用</p>	<p>・再生紙使用マーク 「3R活動推進フォーラム」の前身である「ごみ減量化推進国民会議」によって、再生紙の利用促進・普及啓発をしていくためのシンボルマークとして定められた。 古紙パルプがどのくらい配合されているのかが一目で判るようにしたもので、申請や届出は不要で誰でも自由に無料で使用できるが、表示の際は以下に十分注意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古紙パルプ配合率は製紙メーカーや印刷会社とご確認の上、正しい数字を表示すること。 ・再生紙を使用した印刷物などに刷り込んで表示し、コーティング加工した紙など再生紙に利用できない紙や、他の素材と複合をした紙(段ボール等)に対しては使用しないこと。 ・表紙と中面で古紙パルプ配合率の違う紙を使用している場合は、両方の古紙パルプ配合率を表示すること。 ・古紙パルプ配合率を示した数値・文言、説明とあわせて表示すること。 ・マークの形は崩さないこと。ただし、文字の大きさ、色は自由。
	<p>・植物油インキマーク 植物油インキマークは印刷インキ工業連合会が定めた、植物油を使用した印刷インキに表示できるマーク。植物油とは、再生産可能な大豆油、亜麻仁油、桐油、ヤシ油、パーム油等植物由来の油、及びそれらを主体とした廃食用油等をリサイクルした再生油で、植物油インキとは、インキ中に含有する植物油、または植物油を原料としたエステルとの合計が含有基準量以上のインキ。</p>
	<p>・N Lマーク 印刷インキ工業連合会独自の自主規制。環境影響、労働安全、人の健康に対し適切でない化学物質を使用しない印刷インキに貼付できるマーク。</p>